

練馬区障害者の意思疎通の促進と手話言語の普及に関する条例を周知するための 動画制作業務委託にかかるプロポーザル募集要領

1 目的

本要領は、「練馬区障害者の意思疎通の促進と手話言語の普及に関する条例を周知するための動画制作業務委託」についての最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行うプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 件名 練馬区障害者の意思疎通の促進と手話言語の普及に関する条例を周知するための動画制作業務委託
- (2) 履行期間 契約確定日の翌日から令和6年12月31日まで
- (3) 履行場所 練馬区役所ほか区の指定する場所
- (4) 業務内容 基本仕様書（別紙1）のとおり
- (5) 概算経費 1,135,640円（税込）（令和6年度委託費）
※概算経費を超えた見積価格の提案は無効とする。

3 参加資格および欠格条項

3-1 参加資格

つぎの条件をすべて満たすこととします。

- (1) 他自治体において広報動画制作業務委託、またはこれに類似する業務実績があること。
- (2) 提案書提出時において、練馬区での競争入札参加資格を有していること。

3-2 欠格条項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者。
- (2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和61年4月1日練総経発第394号）による指名停止期間中である者。
- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成22年8月2日22練総経第335号）による入札参加除外措置期間中である者。
- (4) 法人事業税（地方法人特別税を含む）、法人税、消費税および地方消費税のいずれかを滞納している者。
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生

手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。)にある者。

4 選定方法

4-1 日程 (予定)

募集要領等の公表	令和6年6月11日 (火)
質問受付期間	令和6年6月11日 (火) ~ 6月25日 (火)
質問回答日	令和6年7月2日 (火)
提案書類受付期間	令和6年6月12日 (水) ~ 7月11日 (木)
一次審査 (結果通知)	令和6年7月26日 (金)
二次審査 (プレゼンテーション・ヒアリング)	令和6年8月2日 (金)
結果通知	令和6年8月中旬

4-2 質問回答

募集に関する質問は、質問票 (別紙2) に内容を簡潔に記入の上、以下の内容で行うこと。

- (1) 質問期間 令和6年6月11日 (火) ~ 6月25日 (火) 午後5時
※期限を過ぎた質問は受け付けない。
- (2) 質問方法 電子メール
※電話・FAXでの質問は受け付けない。
※電子メールの件名は、「【質問】練馬区障害者の意思疎通の促進と手話言語の普及に関する条例を周知するための動画制作業務委託」とすること。
- (3) 担当部署 練馬区福祉部障害者施策推進課事業計画係
(メール) SHOGAISISAKU02@city.nerima.tokyo.jp
- (4) 回答方法 令和6年7月2日 (火) から、ホームページにて公表する。

4-3 提案書等の提出

参加を希望する者は、下記のとおり提案書等の提出をすること。

- (1) 受付期間 令和6年6月12日 (水) ~ 7月11日 (木) 午前9時から午後5時まで (土日祝日を除く。)
- (2) 提出方法 事前に電話連絡の上、提出場所に持参または送付 (宅配、郵送) すること。
※送付の場合は、7月11日 (木) 必着
- (3) 提出場所 練馬区役所西庁舎1階 福祉部障害者施策推進課事業計画係
- (4) 提出書類 つぎの書類を提出すること。

提出書類		提出部数
に 事業提案	参加表明届 (別紙3)	1部
	企画提案書 (様式は任意) ※作成にあたり、別紙4「企画提案書作成要領」を参照すること	8部

関する書類 法人の資格に	受託実績申告書（別紙5）	8部
	見積書（様式は任意で内訳がわかるもの）	8部
	会社概要（別紙6）	8部
	会社組織図（様式は任意）	8部
	直近の決算に係る財務諸表	8部
	東京電子自治体共同運営サービスの競争入札参加資格受付票の写し（裏面印鑑証明部分も含む）	1部
登記簿謄本等、区内に本店を有することを証する公的な書類 ※該当する者のみ	1部	

(5) 企画提案書等の差替えおよび再提出

受付期間後の企画提案書・参加表明届の差替えおよび再提出は、原則認めない。

4-4 一次審査

参加資格を満たす者について、提出書類に基づき審査を行う。合計点の高い順に3事業者程度を一次審査通過とする。ただし、応募事業者が3事業者程度の場合は、一次審査を省略し、二次審査において提出書類審査およびプレゼンテーション、ヒアリングによる審査を実施できるものとする。一次審査を行った場合審査結果は、令和6年7月26日（金）までに書面により通知する。

4-5 二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）

一次審査を通過した者について、令和6年8月2日（金）に、提案書等の内容および提案内容についてのプレゼンテーション、ヒアリングを行い、区の求める水準以上の提案を行った事業者の中から、二次審査の評価が最も高い者を受託候補者とする。

プレゼンテーション時は、他自治体で制作した動画やサンプル動画等を用いて、提案することとする。

選考時間は、1事業者あたり30分（プレゼンテーション20分、ヒアリング10分）とする。

説明者は、本業務を受託したときに主な担当となる者とし、3名以内とする。詳細については、別途通知する。

審査結果は、すべての提案事業者に対して、8月中旬頃に書面により通知する。

4-6 評価項目

(1) 一次審査

評価項目	評価基準
事業者の安定性・継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業効率の状況 ・資金力の有無 ・借入金の返済能力の有無 ・経営の安全性
業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・官公庁等との同種または類似の契約実績

実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務執行体制、要員配置の妥当性 ・スケジュールの妥当性
提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ・委託目的との整合性 ・業務内容の理解度 ・提案内容の的確性 ・提案内容の具体性
見積価格	<ul style="list-style-type: none"> ・見積価格の妥当性
区民雇用の促進・区内事業者の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・区民雇用の促進 ・再委託をする場合の区内事業者の活用、物品の区内事業者からの調達
区内事業者である	<ul style="list-style-type: none"> ・区内に本店を有する
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・地域貢献、社会貢献、環境配慮

(2) 二次審査

評価項目	評価の視点
事業者の安定性・継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業効率の状況 ・資金力の有無 ・借入金の返済能力の有無 ・経営の安全性
業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・官公庁等との同種または類似の契約実績
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務執行体制、要員配置の妥当性 ・スケジュールの妥当性
受託への意欲・熱意	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的で独創的な提案の有無
提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ・委託目的との整合性 ・業務内容の理解度 ・提案内容の的確性 ・提案内容の具体性
担当者評価	<ul style="list-style-type: none"> ・本件を主に担当する者の知識、経験、実績
プレゼンテーション・ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・説明、受け答えの的確性、説得力
見積価格	<ul style="list-style-type: none"> ・見積価格の妥当性
区民雇用の促進・区内事業者の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・区民雇用の促進 ・再委託をする場合の区内事業者の活用、物品の区内事業者からの調達
区内事業者である	<ul style="list-style-type: none"> ・区内に本店を有する
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・地域貢献、社会貢献、環境配慮

4-7 参加の辞退

企画提案書等の書類が提出された後に辞退する場合は、令和6年7月11日（木）午後5時までに参加辞退届（別紙7）を提出すること。提出方法、提出場所は4-3と同じ。

5 受託候補者との協議

受託候補者と区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。

受託候補者が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に、練馬区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した等の場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のものをも新たに受託候補者として選定することができる。

6 情報公開

本件業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、「プロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準」（別紙8）に基づき取り扱うものとする。

7 その他事項

- (1) 提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。
- (3) 審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
- (4) 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。
- (6) 本案件のプロポーザル実施についての説明会は行わない。
- (7) 提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (8) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
- (9) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

8 問合せ先・担当

練馬区福祉部障害者施策推進課事業計画係 担当：佐藤

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所西庁舎1階

（直通）03-5984-4602

（FAX）03-5984-1215

（メール）SHOGAISISAKU02@city.nerima.tokyo.jp